

# 塩谷町森林整備計画



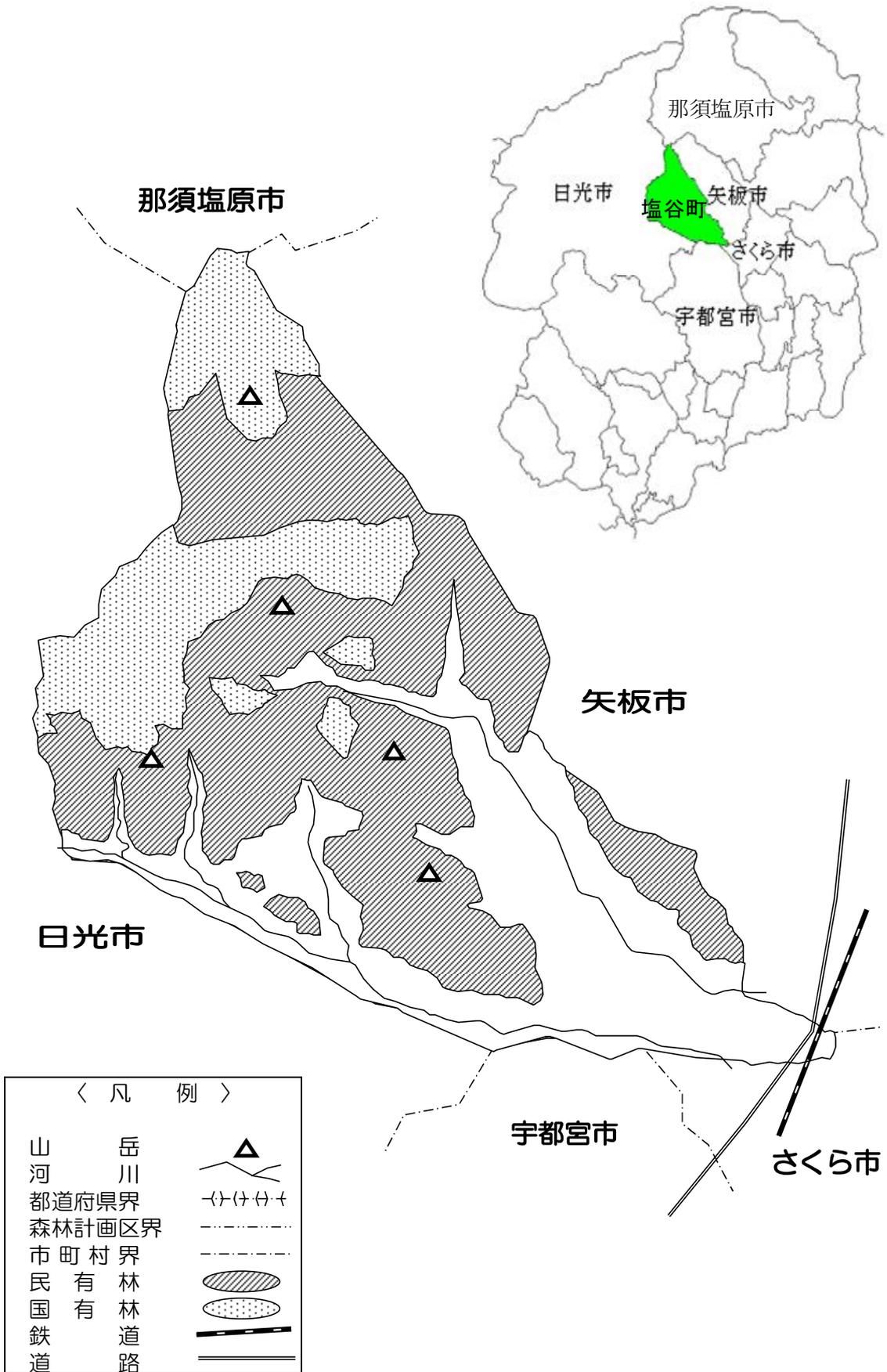
全国名水百選 尚仁沢湧水群

計画期間 { 自 令和 8 ( 2 0 2 6 ) 年 4 月 1 日  
至 令和 1 8 ( 2 0 3 6 ) 年 3 月 3 1 日 }

樹立年月日 令和 8 ( 2 0 2 6 ) 年 3 月 日

栃 木 県  
塩 谷 町

# 市町村位置図



## 目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	14
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	19
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	21
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	21
2	その他必要な事項	21
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	21
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	22
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	22
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	22
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	22
2	生活環境の整備に関する事項	23
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	23
4	森林の総合利用の推進に関する事項	23
5	住民参加による森林の整備に関する事項	23
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	24
7	その他必要な事項	24
別表1		26
別表2		26
別表3		27
	(附) 参考資料	

## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、栃木県中央北西部に位置する。北部には高原山系の町の主峰釈迦ヶ岳（1,795.0m）がそびえ、山頂付近は日光国立公園に指定されている。そこから南に広がる広大な森林地帯は、豊かで美しい水を育む水源となっており、その清水は町南部を流れる鬼怒川と荒川へと流れ込む。また、荒川上流には西荒川ダム（東古屋湖）や東荒川ダムがあり、キャンプ場、公園等が整備されており、地域に開かれたダムとして町内外の人々の森林と水とのふれあいの場として広く利用されている。

本町の総面積は17,606㌥であり、森林に恵まれており、森林面積は11,194㌥で総面積の約64%を占めている。民有林面積は7,320㌥で、そのうちスギ、ヒノキを主体にした人工林の面積は5,238㌥であり、人工林率約72%で県平均を大幅に上回っている。また、利用期を迎えている森林が増加しており、今後も適時適切な森林施業の実施が重要である。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地帯、さらには、広葉樹が生育する天然生林まで幅広い林分構成になっている。本町は、県内有数のスギ・ヒノキの産地であり、特に町木にも指定されているヒノキについては、古くから良質な「野州ヒノキ」として広く知られている。近年、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

北部の上寺島地区及び南西部の船生北部地区は、水源涵養等の森林の有する公益的機能の発揮を促進させるための適正な森林管理が必要である。特に上寺島地区には全国名水百選の認定を受けた「尚仁沢湧水群」があり、その貴重な自然を保全しながら、下流にある東荒川ダムとともに自然の大切さを学べる場として、さらに森林とのふれあいの場としての有効的な活用が期待されている。

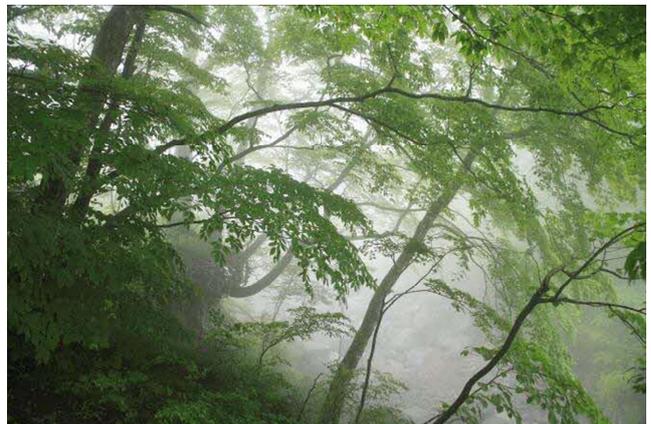
北東部の鳥羽・喜佐見・熊ノ木地区は、林業生産の中心であり、適切な森林整備を行うこと、特に計画的な伐採を推進することが重要である。中でも比較的傾斜が緩く、路網が整備されている喜佐見・熊ノ木地区は近隣の矢板市の塩田地区とともに、優良材の供給地として期待されている。

中央部の玉生地区、南西部の船生南部地区は、比較的傾斜がきつい森林地帯であり、路網整備もまだまだ不十分な地域である。また、不在町者所有山林も多いことから、森林施業も十分とはいえないのが現状である。今後は、急傾斜地という地形条件を考慮し、山地災害等の防止を念頭においた森林の適正管理を行うこと及び路網等の基盤整備が重要である。

南東部の大宮地区は、鬼怒川周辺に位置している自然景観に優れた森林地域であり、木材生産のみならず、平地林・里山林として、住民に安らぎや潤いを与える場、憩いの場としての林内整備や遊歩道等の整備並びにその有効活用が期待されている。



野州ヒノキ



国指定天然記念物 イヌブナ原生林

## 2 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、那珂川地域森林計画（以下「地域森林計画」とする。）に記載される5つの重視すべき機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

また、当町は古くから良質な素材丸太の生産地であり、森林資源構成も高齢級林分が多いことから主伐に積極的に取り組みながら、持続的な林業経営や木材産業の成長産業化を見据え、木材需要の増大化や多様化に対応すべく、森林資源のフル活用や素材生産量の向上に向け森林整備を進める。

### （1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能の発揮において本町の目指すべき森林資源の姿については、次のとおりである。

機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	樹木の樹根や下層植生の発達、土壌生物による堆積物の分解により、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力が高い土壌を有する森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	樹木の根や落葉・落枝等の堆積物、下層植生により表土を留め、土壌を保持する機能が高い森林 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹木が茂り、汚染物質や二酸化炭素を吸着することなどにより快適な環境を作るなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	自然に接する場として適切に管理され、優れた自然景観を有する森林
文化機能	必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生育、生息に適した森林
木材等生産機能	材料・燃料等として良質な林木からなり、二酸化炭素の固定や山菜、キノコ等の森林資源の産出に高い機能を有する森林

### （2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備の現状と課題を踏まえ、地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本としつつ、次の各機能に応じた森林整備を推進することとする。

また、近年の社会的情勢を踏まえ、花粉発生源対策を促進していく。

#### ・水源涵養機能、山地災害防止／土壌保全機能

本町全域の森林においては、主に水源かん養機能の、また上寺島地区や船生西部地区においては主に山地災害防止機能の維持増進のため、それに見合った適正な森林施業を行うとともに、長伐期施業や複層林施業などの有効な森林施業を推進し、併せて生物多様性の保全に資する。

#### ・快適環境形成機能

玉生北部・船生南部地区の緑地環境保全地域を中心に、生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を図るため、森林の構成を維持し、生物多様性を維持、回復する森林施業や保健等のための保安林の指定や適切な管理を推進する。

- ・保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能

上寺島地区においては全国名水百選の認定を受けた「尚仁沢湧水群」、上流には国指定天然記念物であるイヌブナ原生林や前記の2つのダム周辺に公園があるが、今後は森林と湖（水）とのふれあいの場を提供するための広葉樹の育成管理、遊歩道等の整備等の美的景観の維持・形成、及び原生的な森林生態系や希少生物等が生育・生息する森林の保護を推進する。

- ・木材等生産機能

本町全域の森林においては、木材を安定的かつ効率的に支給するなどの木材生産機能の維持増進を図るため、主伐に積極的に取り組むとともに、造林・保育や間伐を推進し、森林の健全性を確保する。また、不在町者所有山林の森林施業の推進を図るため、施業の協業化、共同化、機械化を通じた効率的な整備の普及啓発を図る。

また、森林整備については、マテリアル利用に併せ木質バイオマスを利用した発電・熱供給施設への供給等多方面の木材利用に対応するため、森林資源のフル活用を進めるとともに、伐採と植栽を同時に行う「一貫型施業」の普及を推進し、再造林コスト低減を図りながら確実な更新に努める。

スギ・ヒノキなどの生育に適した旺盛な成長量を有する森林については、主として育成単層林施業を実施し、生産性の高い森林の整備を推進する。

また、適期の伐採を促進することにより人工林の齢級構成の平準化に努める。

人工林の齢級構成

区分 \ 齢級別	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11齢級 以上
人工林面積	5,238ha	75ha	84ha	87ha	195ha	528ha	4,269ha
比率	100%	1.4%	1.6%	1.7%	3.7%	10.1%	81.5%

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町の森林所有者は、所有面積10ha未満の者が全体の8割を超えており、個人で森林施業の集約化を図ることは難しい状態にあることから、県、町、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連絡を密にして、森林施業の受委託の推進や共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。特に、森林クラウドシステムの活用など最新のデジタル技術を活用したスマート林業の導入を積極的に進め、さらに、これからの林業を担う人材の確保・育成を図っていく。

## II 森林整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生 針葉樹	天然生 広葉樹 用材林	ぼう芽 による 広葉樹
全 域	年 35	年 40	年 30	年 30	年 100	年 100	年 15

注) ア 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

イ 「サワラ」については「スギ」に、「クヌギ」については「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。

ウ 制限林の「ぼう芽による広葉樹」については、20年とする。

エ 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

オ 成長の早いエリートツリーや早生樹においては、標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は町の産業振興課と相談の上、適切な時期に伐採するものとする。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。伐採を行う際には森林経営計画および伐採届出等の区域を超えて伐採（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。

伐採・搬出に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

（更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び、立木地となること）

区 分	標 準 的 な 方 法
皆 伐	<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>① 一箇所あたりの伐採面積を20%以内とし、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地が連続することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を伐区の間確保することとする。</p> <p>② 主伐の林齢については、多様な木材需要に安定的に対応できるよう公益的機能の発揮との調和に配慮し、伐期の多様化を図り、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。</p> <p>③ 伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な林分とする。 なお、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。</p>
択 伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うも</p>

	<p>のとする。</p> <p>① 伐採率は、植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、材積率で30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。また、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施する。</p> <p>② 天然更新を前提とする場合には、天然下種更新及びぼう芽更新が確実に図れる林分において行うこととし、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> <p>③ 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は町の産業振興課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。</p>
--	--

立木の伐採に当たっては、以下の点に留意することとする。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図る。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期については、下表に掲げる値となる時期を目安とする。

主要樹種	生産目標	仕立て方法	期待径級(cm)	目安林齢(年)
スギ	役物：柱材	密仕立て	24	50
	一般材	中仕立て	26	50
	一般材	中仕立て	32	60
	造作材	密仕立て	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立て	24	60
	一般材	中仕立て	26	65
	一般材	中仕立て	30	75
	造作材	密仕立て	30	80

注) ア 多様な木材需要に安定的に対応できるよう生産目標（利用用途）に応じた林齢で伐採するものであり、この期待径級・目安林齢の上下による伐採を制限するものではない。

### 3 その他必要な事項

#### (1) 花粉発生源対策

花粉発生源対策の加速化のため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の 対象樹種	(針葉樹) スギ、ヒノキ、アカ マツ、カラマツ (広葉樹) コナラ、クヌギ、ケ ヤキ、ブナ	植栽樹種の選定については、生産性の向上、 造林コストの低減のため、成長に優れたエリ ートツリー等や、花粉発生源対策の加速化を 図るため、花粉の少ない樹種の選定に努める。 また、定められた樹種以外の樹種を植栽し ようとする場合は、林業普及指導員又は町の 産業振興課とも相談の上、適切な樹種を選択 するものとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
スギ	密仕立て	4,000	a 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植 栽について、それぞれの地域において定着 している複層林や混交林に係る施業体系が ある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植 栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数 に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面 積又は材積による率）を乗じた本数以上を 植栽するものとする。 b 森林の空間利用や特定の動物の生息環境 の維持等に配慮した植栽をする場合は、林 業普及指導員又は町の産業振興課と協議の 上、当該区域に適切な植栽本数を判断する ものとする。 c 主要樹種のほかエリートツリーや大苗 を、標準的な植栽本数以外の本数を植栽し ようとする場合や早生樹を植栽しようとする 場合は、林業普及指導員又は町の産業振 興課と協議の上、公益的機能の保全を図り つつ、当該区域に適切な植栽本数を判断す るものとする。
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積み地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。なお、再造林コストの低減を図るための、伐採と植栽を同時に行う「一貫型施業」による地拵えの省力化についても進めていく。
植付けの方法	正方形植えを原則、植付けは丁寧植えとし、気象及びその他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して、植栽木の活着及び植栽後の生育が効果的に図れる植付け方法とする。 また、造林・育林コストの低減を想定し、「コンテナ苗」の導入に努める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林
皆伐	2年以内	2年以内
択伐	5年以内	5年以内

※1 択伐は伐採率が40%を超えないものに限る。

※2 上記年数は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算したものである。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。別添の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	アカマツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、イヌブナ	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、イヌブナ	

(2) 天然更新の標準的な方法

主として天然力により適確な更新、森林諸機能の維持増進を図る。また更新に当たっては必要に応じて地表処理（掻き起こし、刈出し等）、植込み、芽かき等の更新補助作業等の施業を実施する。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

森林の確実な更新を図るため、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して次のように期待成立本数、天然更新すべき立木本数を定める。

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数	備考
アカマツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、イヌブナ	10,000本/ha	3,000本/ha	天然更新すべき立木本数に算入すべき立木の高さは、草丈（概ね50cm）以上とする。

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積により、天然下種更新が阻害される箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～4本残すものとし、それ以外のかきとる。

#### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法として、草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、上記「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行うものとする。

天然更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内を目安とするものとする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示すように、『現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林』とする。

以下のような天然更新が期待できない森林については、原則として植栽により確実な更新を図る。

- ・ 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・ 天然稚樹の生育が期待できない森林
- ・ 林床や地表の状況、病害虫などの被害から天然更新が期待できない森林

- ・面積の大きな針葉樹林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況により皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

なお、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して、人工造林は2年以上、天然更新は5年以上が経過して、かつ更新が完了していない森林については、造林未済地として適切に措置を行う。

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき命令の基準については、次のとおり定める。

##### (1) 更新に係る対象樹種

###### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

###### イ 天然更新の場合

2の(1)による。

##### (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/ha と定める。

また、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

#### 5 その他必要な事項

該当なし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため実施することを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について定めるものとする。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐の標準的な方法は以下のとおりとする。ただし、下表以外による間伐を制限するものではない。

(1) 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行う。収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とする。

(2) 間伐率は、概ね20%~35%とする。(保育間伐では低率、収入間伐では高率)

なお、材積に係る伐採率が35%以下、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

(3) 間伐により適度な下層植生を有する林分構造が維持され、樹木の根の発達が促されるように努める。

(4) 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図るものとする。

【主伐期に応じた標準的な間伐の実施時期と回数】(本/ha)

樹種	生産目標	仕立・本数	間伐時期(目安年)							主伐 (目安)	備考
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回		
スギ	役物：柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50	
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50	
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60	
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80	
	一般材	疎・2,000	25	33	41					50	
ヒノキ	役物：柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60	
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55			65	
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65		75	
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67		80	

## 2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下に示す時期を目安として適切な作業方法により実施する。

- 下刈り : 1～7年生程度(必要に応じ期間を変更)
- つる切り : 10年生前後(回数適宜)
- 除伐 : 下刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況になった場合に実施(回数適宜)
- 枝打ち : 無節高品質材生産の場合等に必要に応じ実施

## 3 その他必要な事項

### (1) 間伐

間伐が十分に実施されていない人工林については、風雪害に留意して間伐を行うこと。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は町の産業振興課と協議の上、適切な間伐率等で実施するものとする。

### (2) 下刈

雑草木の繁茂が著しく林木の成長が遅い箇所については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても必要に応じ、育成木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで追加して実施する。

(3) つる切

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所については、必要に応じ2～3年に1回程度育成木の生育に支障をきたさないよう実施する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能の高度発揮が求められる森林を以下のとおりに区分する。

森林の有する機能の区分		公益的機能別施業森林等の名称	
公益的機能	水源涵養機能	公益的機能別施業森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	山地災害防止機能 / 土壌保全機能		土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	快適環境形成機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
公益的機能以外の機能	木材等生産機能	木材の生産機能の維持増進を図る森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

公益的機能別施業森林の区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意するものとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林やダムの集水域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とし、別表1のとおり定める。

イ 森林施業の方法

適正な森林の立木蓄積を維持し、根系の発達を確保し下層植生の維持を図る施業を基本とし、伐期の間隔を延長するとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。皆伐を実施する場合は標準伐期齢+10年の伐期延長を図る。森林の区域については、別表2により定める。

## 森林の伐期齢の下限

地 域	樹				種		
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生 針葉樹	天然生 広葉樹 用材林	ぼう芽 による 広葉樹
全 域	年 45	年 50	年 40	年 40	年 110	年 110	年 25

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

### ア 区域の設定

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂流出防備保安林、山腹崩壊等により人命や人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とし、別表1のとおり定める。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
該当なし

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林等、保健・文化及び教育活動に寄与する森林や自然環境を保全する必要がある森林など保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とし、別表1のとおり定める。

### イ 森林施業の方法

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

- ② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

学びと憩いの場を提供する観点から、立地上や地域のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、生物多様性の維持増進についても配慮するものとする。

これらの森林については、複層林施業を実施することを基本とし、特に公益的機能の発揮が求められている森林については、択伐による複層林施業を実施することとする。

なお、適切な伐区の形状、配置等により、伐採後の林分においても公益的機能の確保が図れる場合は、長伐期施業を行うことも可能とする。長伐期施業における主伐の時期については、標準伐期齢×2－10年以上とする。また、これらにおいて皆伐を実施する場合は、伐採に伴って発生する裸地の縮小化・分散化を図ることとする。

それぞれの森林の区域については別表2により定める。

#### 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				天然生 針葉樹	天然生 広葉樹 用材林	ぼう芽 による 広葉樹
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ			
全 域	年 60	年 70	年 50	年 50	年 190	年 190	年 20

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

森林の立地条件、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とし、別表1のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、別表1のとおり定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

### (2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進するとともに、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。(アカマツ、ケヤキの天然下種更新やコナラ、クヌギ、イヌブナの萌芽更新を行う森林など、町が定める場合は除く。)

生産目標に応じた主伐の時期については以下のとおりとする。

#### 【生産目標に応じた伐採の方法（育成単層林）】

樹種	生産目標	仕立て方法	期待径級 (cm)	目安林齢 (年生)
スギ	役物：柱材	密仕立て	24	50
	一般材	中仕立て	26	50

	一般材	中仕立て	32	60
	造作材	密仕立て	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立て	24	60
	一般材	中仕立て	26	65
	一般材	中仕立て	30	75
	造作材	密仕立て	30	80

注) ア 多様な木材需要に安定的に対応できるよう生産目標(利用途)に応じた林齢で伐採するものであり、この期待径級・目安林齢の上下による伐採を制限するものではない。

### 3 その他必要な事項

本町が独自に設定する公益的機能別施業森林以外の区域は、特になし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本計画区域の森林所有規模はほとんどが10ha未満で小規模であり、従来から森林組合を中心とした長期受委託契約により森林整備が推進されてきた。

今後も、森林組合を中心とした意欲のある林業経営体等による長期の施業の委託、森林の経営の受託等により森林の経営規模の拡大を促進し、効率的な森林施業の実施と木材の安定供給体制整備を推進することとする。

また、県や林業経営体と森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度等の運用による森林所有者情報の精度向上、及び、栃木県が整備を進めている航空レーザ計測による森林資源情報の共有を促進していく。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林総合監理士やプランナー等による普及啓発活動を通じた森林所有者等に対する施業の長期受委託の働きかけを積極的に行い、施業の集約化を促進し、森林経営計画の作成を促進することとする。

また、森林経営の受委託に必要な情報の提供やあっせん等に努めるものとする。

さらに、森林の経営の受託等を担う林業経営体の育成強化を図っていく。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者又は森林の経営の委託を受けたものが、単独又は共同で森林経営計画を作成する場合には、下記の事項に留意して作成することとする。

- (1) 森林所有者との間で締結する森林経営委託契約については、森林経営計画の計画期間内において、受託者自らが森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権原と施業の実施に伴い伐採する立木についての処分権原が付与されるものであること。また、当面の施業を必要としない森林に対する保護や路網の設置及び維持運営に必要な権原についても付与されるものであること。さらに、林産物の販売収支と森林整備に要する支出について明確化されたも

のであること。

- (2) 森林経営計画を共同で作成する場合には、個々の対象森林についての責任は当然として、経営計画の全体としての遵守義務を等しく負うこととする。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の活用及び経営管理権の設定等においては、下記の事項に留意して実施することとする。

- (1) 森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、町は、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。
- (3) 経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。
- (4) 市町村森林経営管理事業を実施する場合にあつては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行う。  
なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

#### 5 その他必要な事項

該当なし

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の私有林の森林所有者の83%は10歳未満の小規模森林の所有者であり、森林施業を計画的・重点的に行うため、町、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、集落単位の間伐、森林施業の実施に関する話し合い等を行い、森林の施業委託を図っていくことと

する。

特に、本町の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進により執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の集約化を図り、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、森林所有者間の施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、町及び森林組合が町広報誌等を利用して、森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促進することとする。

また、施業実施協定が締結され、造林保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託する場合、一定割合を補助できる事業を検討し、施業実施協定の締結を推進することとする。

## 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することとする。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同でまたは意欲ある林業経営体等への共同委託により実施すること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施すること。

ウ 共同施業実施者の一部の者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

## 4 その他必要な事項

森林経営計画の認定請求者は、Vの1の(2)で定められた区域内の森林が効率的かつ一体的に整備されるよう森林の施業及び保護、路網の整備等に関して、同一区域内の認定請求者間で連携、協力するものとする。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

本町の路網密度(公道、林道、作業道)は52.2m/haと県平均を上回っている。

路網整備は、低コスト林業経営を展開し、適正かつ計画的な森林施業及び森林管理の確保等に不可欠であることから、地域林業の中核となる林道のほか、10tトラックの通行も可能な林業

専用道、高性能林業機械や急傾斜地における架線系作業システムに対応した森林作業道を効率よく組み合わせた整備を行う。

また、生物多様性の保全を図るため、自然環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行う。

なお、本町における路網密度の水準については次のとおりとする。

【路網整備の水準】

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	35m以上	75m以上	110m以上
中傾斜地 (15° ~ 35°)	車両系 作業システム	25m以上	60m以上	85m以上
急傾斜地 (35° ~)	車両系 作業システム	20m以上	40<30>m以上	60<50>m以上
	架線系 作業システム	5m以上		5m以上

(注) 個々の施業地における路網密度の目安であり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

(注) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等。

(注) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤダ等。

(注) 基幹路網とは、「林道」と「林業専用道」の総称。

(注) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度です。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を次のとおり設定する。

【路網整備等推進区域】

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
船生30, 31	179	出入線	2,800	①	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）に則るほか、栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知）に従い整備することとする。

イ 基幹路網の整備計画

本町の基幹路網の整備にあたっては、次に定める整備計画に沿って適時適切な開設、改良等に努めることとする。

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (字、 林班 等)	路線名	延長 (m)及 び箇 所数	利用 区域 面積 (ha)	前半5カ 年の計 画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道			出入線	2,800	42			
				計	2,800				
拡張(改良)	自動車道			西前高原線	1,500		○		
				西前高原線	850				
				西山線	500				
				後久保線	200		○		
				赤坂線	50				
				栃窪線	30		○		
				弥五郎坂線	100				
				東前高原線	2,500		○		
				黒沢線	300		○		
				守子線	200				
				船木沢線	250		○		
				西の入線	150		○		
				富沢線	100		○		
				羽谷久保線	50		○		
				山口線	50		○		
		天上沢線	50						
				計	6,880		5,130		

拡張(舗装)	自動車道			西前高原線	700				
				オソノ沢線	500				
				西の入線	500		○		
				船木沢線	400				
				赤坂線	300				
				栃窪線	500				

			鳥羽線	500				
			後久保線	500				
			シナシ沢線	400				
			天上沢線	400				
			計	4,700		500		

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

#### (2) 細部路網に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備するため、栃木県森林作業道作設指針（平成23年6月17日環森政第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知）に従い整備することとする。

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

#### 4 その他必要な事項

路網整備に当たっては、高性能林業機械の導入による生産性の向上や生産コストの低減を図るため、木材の積み込み土場の確保や効率的な路網配置に努めることとする。

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

##### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

本町の林家の大部分は経営規模が10ha未満の小規模所有者であるため、生産性が低く、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多い。従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と効率化に努めることとする。

##### (2) 林業就業者及び林業後継者の育成方策

林業就業者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件とすることが重要である。

栃木県では林業の担い手となる新規参入者の促進と事業体の就労条件整備のため、栃木県林業

人材確保・育成方針（令和3年1月策定）に基づき、栃木県林業大学校を中核とし、幅広い知識・技能を習得した多様な人材の育成に努めるほか、栃木県林業労働力確保支援センター等と連携し、就業相談会の開催、就業体験等の実施による林業従事者のキャリア形成を図ることにより意欲ある林業従事者の確保、育成に努めていく。また、林業就業者の知識、技術の向上のため、林業技術等の各種研修会への参加促進及び情報の提供を行っていく。当町においても、県と連携して林業従事者の確保・育成に努め、林業技術等の各種研修会への参加促進及び情報の提供を行っていく。

林業後継者の育成については、林業振興会などのグループ活動を通して林業技術や経営に関する講習会の実施により、森林・林業に関する知識を深め、林業経営への意欲を喚起していくこととする。

### （3）林業経営体の体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合及び林業経営体においては、施業の受委託による事業量の確保を図ることにより経営基盤の強化を図っていく。また、林業従事者の就労の安定化を図るため労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、資金体系の改善を図り、雇用の通年化に努めることとする。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の森林の人工林は9齢級以上の林分が全体の9割を越え、まさに利用期を迎えている。

しかし、林家の経営は零細で、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、林業機械化は必要不可欠であり、地形条件や樹種等に対応した導入を図るものとする。

また、スマート林業の取組として、自動化技術等を活用した未来技術と高性能林業機械など現在の技術を組み合わせ、生産性を最大化する作業システムの構築を進めていく。

### 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

施業の種類		現 状	将来（目標）	
伐 倒	那珂川流域 （緩傾斜）	チェーンソー	チェーンソー	ハーベスタ
	那珂川流域 （中傾斜）			
造 材	那珂川流域 （緩傾斜）	チェーンソー	チェーンソー	
	那珂川流域 （中傾斜）	ハーベスタ プロセッサ	プロセッサ	
集 材	那珂川流域 （緩傾斜）	グラップル+運材車 フォワーダ	グラップル+運材車 フォワーダ	
	那珂川流域 （中傾斜）		タワーヤーダ スイングヤーダ	

- (1) 森林組合等が高性能林業機械を導入する際の支援
- (2) 作業の効率化、低コスト化を推進するため、森林組合等のプロセッサ、スイングヤーダの導入
- (3) 高性能林業機械のオペレーターを育成するための、県の実施する研修会等への参加の促進

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

流通・加工施設である製材工場は、ユーザーのニーズに対応した品質、精度、生産効率を高める施設整備が図られている。

木材の利用に対する施策としては、素材生産の計画的実行を図り、新商品開発や販路の拡大を促進するとともに、林地残材等のバイオマスエネルギーとしての利活用を検討していくこととする。

また、平成23年(2011)年に策定した「とちぎ木材利用促進方針(令和5年(2023)年改正)」に基づき、公共建築物・民間建築物を含めた「建築物全体」におけるより一層の積極的な木材利用を促進していく。

特用林産物のうち原木シイタケについては、福島第一原発の事故による放射性物質拡散の影響を受け、現在生産されていないが、状況を見ながら再興を図ることとする。

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

シカ・クマによる食害、剥皮被害に対する対策として単木ネット巻・忌避剤の散布・進入防止柵の設置等を促進し、農業被害対策と連携した取り組みによる被害防除を促進する。

#### 2 その他必要な事項

該当なし

### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

#### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

##### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策については、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。

本町における松くい虫の被害面積は、近年横ばい状態であるため、被害状況を把握しながら適切な被害防止に努めることとする。

ナラ枯れについては、令和6年10月に本町で初確認された。現在のところ、被害は尾根付近に

集中していることから、関係機関等との情報共有を密にし、監視体制の強化を図ると共に、被害発生時の防除実施体制を構築する。また殺菌剤の樹幹注入や伐倒駆除、くん蒸剤注入等最適な防除の推進を図る。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

## (2) その他

森林病虫害による被害防止、早期発見、被害発生した場合の早期対処を図るため、県、森林組合、林業関係団体及び森林所有者と連絡を密に取り合い、情報の共有、対策の協議や監視体制づくりを行う。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

シカ・クマ以外の鳥獣による被害は現在確認されておらず、発生した場合については必要情報を収集し、被害が確認された場合は適宜防除策を取ることにする。

## 3 林野火災の予防の方法

林野火災における原因として、人為的なものが多い。そのため、森林所有者や登山者に対したばこやたき火等の取扱について指導をする。また、ポスターの掲示やイベント等において普及啓発物品の配布を行うことにより、一般町民に対し林野火災防止の意識の啓発を図る。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合に当たっては、塩谷町火入れに関する条例（昭和59年9月21日条例第16号）に則り森林病虫害の駆除等に努めることとする。

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

### (2) その他

該当なし

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能増進に関する特別措置法第3条に規定する基本方針に基づく「森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林」の該当はない。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域No.	区域	林班	区域面積 (ha)
1	田所	大宮14~29	555.03
2	大宮・石尊山	大宮1~13、31、32、船生36~39、 玉生1~5、43~45	1,032.66
3	川村・佐貫	船生40~42	99.54
4	鳥羽新田・喜佐見・熊ノ木	玉生26~42、55	897.08
5	西山・熊ノ草(南)	玉生7~15	674.20
6	宇大演習林	船生43~52	531.98
7	天頂	船生30~35	405.08
8	山口	船生10~29	1,296.24
9	西古屋	船生1~9	573.58
10	東古屋・熊ノ草(北)	玉生16~25	752.76
11	高原	玉生46~54	458.33

2 生活環境の整備に関する事項  
該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

町による地元「高原材」を使用した住宅に対する補助事業や地元間伐材を利用した遊歩道の整備などの地元林産物を使った事業の振興、地域活性化を図る。

また、「塩谷町の公共施設における木材の利用促進に関する方針」に基づき、公共建築物における木造・木質化を推進するほか、「栃木県産木材利用促進条例(愛称:とちぎ木づかい条例)」により、町民全体で積極的な木材利用の促進を図っていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

玉生南西部の町総合公園周辺の里山林は、スポーツと森林レクリエーションの一体化及び隣接する塩谷中学校生徒の林業体験学習の場として森林の有効利用を図っていく。また、大宮中央部の里山林は、西の山古墳群と併せて、森林環境や文化財に親しむ場として小中学校を含めた利用促進を

図っていく。

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

とちぎの元気な森づくり県民税事業により町内森林の整備及び地元住民の森林整備への意識向上を図る。

また、船生地区における森林活動の一環として、宇都宮大学農学部附属演習林との相互協力により、住民を対象とした林業体験や木工教室を通して自然のぬくもり、樹の大切さを育成し森林づくりへの参加を推進する。

### (2) 上下流連携による取組に関する事項

荒川、鬼怒川は本町をはじめ下流の市町の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、下流の住民団体等に水源の森林造成に参加してもらうよう積極的に働きかけることとする。

### (3) 法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の参加促進対策

地区座談会を開催し、地域住民への普及啓発活動を通じて施業実施協定への理解を深め、参加促進を図っていくこととする。

### (4) その他

都市住民を中心に、森林づくりに直接参加しようとする気運が高まってきている。本町においては、このような要請に応えるため、NPO法人等による里山整備活動への支援に積極的に取り組むこととする。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

新たな森林経営管理制度について、森林組合等の林業事業者と連携を図りながら、森林所有者への意向調査の実施、経営管理権の設定、森林経営管理権集積計画の作成、測量調査など、適切な対応により事業を推進していく。

## 7 その他必要な事項

### (1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、各制限に従って施業を行うこととする。

制限林の区分	施業の方法
保安林	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第33条第1項の告示に基づく指定施業要件、森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）第

	4条に定める指定施業要件の基準並びに森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準に基づいて行う。
自然公園	「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日付け34林野指第6417号）に基づいて行う。
砂防指定地	「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」（平成15年3月18日条例第5号）に基づいて行う。
鳥獣保護特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号）に基づいて行う。
自然環境保全地域特別地区	「自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和49年3月30日条例第5号）第15条の定めるところによる。
文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地域等	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第125条の定めるところによる。
都市計画法による風致地区	都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第58条及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年12月26日法令第317号）第3条の定めるところによる。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 町有林の整備

本町は現在人工林を中心に198haの森林を所有しており、特に人工林については森林組合に保育、間伐等を委託し積極的な森林施業を行うこととする。

(4) 森林の土地の保全に関する留意事項

太陽光発電施設の設置に当たっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置等の開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。

また、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の制度の厳正な運用に努めることとする。

(5) 木材合法性確認の取組強化

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進していく。

付属資料

- 塩谷町森林整備計画概要図
- 塩谷町鳥獣害防止森林区域概要図

【別表1】

区分		森林の区域		面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林		玉 生	1~55林班	7,320.01
		船 生	1~52林班	
		大 宮	1~32林班	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	玉 生	13~15、19~21、24、26林班	865.05
		船 生	3~4、8、10~12林班	
		大 宮	なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	玉 生	52~54林班	274.31
		船 生	40林班	
		大 宮	なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		玉 生	1~51、55林班	6,540.91
		船 生	1~39、41~43林班	
		大 宮	1~32林班	
特に効率的な施業が可能な森林の区域		玉 生	1~9、11、16~18、22、23、25、27、28~32、34~42、46~51、55林班	4,669.40
		船 生	5、7、9、13、15~17、22~26、28~30、32~39、43~45、47林班	
		大 宮	1~24林班	

(注)

- ア) 平成24年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林(森林整備センターによる分収林を除く)については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
- イ) コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
----	-------	-------	---------

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		玉生	1～12、16～18、22～23、25、27～51、55林班	6,045.17	
			船生	1～2、5～7、13～39、41～52林班		
			大宮	1～32林班		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		玉生	13～15、19～21、24、26、52～54林班	1,139.36	
			船生	3～4、8、10～12、40林班		
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	なし			
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	なし			
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		なし				

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
シカ	玉生1～9, 11, 13～36, 46～55林班	2,736.79
	大宮1～6, 9～13林班	483.75
	船生1～39, 43～52林班	2,968.04
クマ	玉生14～31, 33, 35, 46～48, 50～52, 55林班	1,636.37
	船生1, 2, 4, 6～12, 15～22, 28～30林班	1,525.24

(附) 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総数	0～14歳			15～29歳			30～44歳		
		計	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	12,560	1,437	774	663	1,757	914	843	1,976	1,035	941
	平成27年	11,495									
	令和2年	10,354	914	480	434	1,038	568	470	1,519	831	688
構成比 (%)	平成22年	100.0	11.4	6.1	5.3	14.0	7.3	6.7	15.7	8.2	7.5
	平成27年	100.0	10.4	5.5	4.9	12.6	6.5	6.1	15.7	8.3	7.4
	令和2年	100.0	8.8	4.6	4.2	10.0	5.5	4.5	14.7	8.0	6.7

45～64歳			65歳以上		
計	男	女	計	男	女
3,901	2,026	1,875	3,489	1,421	2,068
3,315	1,673	1,642	3,791	1,645	2,146
2,725	1,373	1,352	4,157	1,882	2,275
31.1	16.1	15.0	27.8	11.3	16.5
29.1	14.7	14.4	32.2	14.4	18.8
26.4	13.3	13.1	40.1	18.2	21.9

(注) 1 資料は国勢調査とする。

2 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち 木材・木製品製造業		
実数 (人)	平成22年	6,449	894	21	0	915	2,186	-	3,288
	平成27年	6,041	823	25	0	848	1,919	-	3,274
	令和2年	5,380	701	22	0	723	1,642	-	3,015
構成比 (%)	平成22年	100.0	14.0	0.3	0	14.3	34.2	-	51.5
	平成27年	100.0	13.6	0.4	0	14.0	31.8	-	54.2
	令和2年	100.0	13.0	0.4	0	13.4	30.5	-	56.0

(注) 1 資料は国勢調査とする。

2 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	平成22年	17,599	2,281	2,109	164	8	-	-	-	-	11,373	11,339	34	-
	平成27年	17,606	2,174	2,056	110	8	-	-	-	-	11,237	11,203	34	-
	令和2年	17,606	2,122	1,983	139	7	-	-	-	-	11,228	11,194	34	-
構成比 (%)			12.1	11.3	0.8	0	-	-	-	-	63.8	63.6	0.2	-

(注) 1 資料は農林業センサスとする。

2 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。

- 3 「林野面積」について調査が行われていない年次は空欄とする。
  - 4 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。  
ただし、「山林のうち採草地、放牧地」は除く。
  - 5 1970年世界農林業センサス林業地域調査の「森林以外の（野草地）」は「原野」として取り扱うこととする。
  - 6 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。
- (3) 森林転用面積

総数	工場・事業場用地	住宅・別荘地	ゴルフ場・レジャー施設	農用地	公共用地	その他
----	----------	--------	-------------	-----	------	-----

(注) 資料は那珂川地域森林計画とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数	11,383					
国有林	4,027		3,986	1,899	2,087	47.2
公有林	計	845	810	621	189	73.5
	都道府県有林	635	603	458	145	
	市町村有林	210	207	163	44	
	財産区有林	-				
私有林	6,473		6,428	4,617	1,811	71.3

(注) 1 資料は那珂川流域地域森林計画、及び栃木県森林林業統計とする。

2 学校林は市町村有林とする。

3 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 所有面積	不在(市町村)者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	令和 7年	7,320	4,293	3,027	1,883	1,144

構成比

(%)

令和 7年 100 58.7 41.3 25.7 15.6

(注) 1 資料は那珂川流域地域森林計画とする。

2

3

③ 民有林の齢級別面積

区分	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級 以上
民有林計	7,238ha	75ha	92ha	94ha	213ha	592ha	6,172ha
人工林	5,238	75	84	87	195	528	4,269
天然林	2,000	-	8	7	18	64	1,903

(注) 那珂川地域森林計画の資料(森林簿)を参考として、記入する。

④ 保有山林面積規模別林家数

総数	1～5 ha 未満	5～10 ha 未満	10～50 ha 未満	50 ha 以上
376	246	74	54	2

(注) 資料は那珂川地域森林計画とする。

⑤ 作業路網の状況 (令和6年3月31日現在)

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	35	70	
うち林業専用道			

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	313	207	

(5) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額 (単位: 百万円)

総生産額 (A)		41,618
内	第1次産業	1,910
	うち林業 (B)	-
訳	第2次産業	22,794
	うち木材・木製品製造業 (C)	-
第3次産業		16,570
B + C / A		-

(注) 産業別総生産額は、令和4(2022)年度市町村民経済計算による。

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

(令和2年現在)

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	30	1,170	415,261
うち木材・木製品製造業 (B)	4	43	16,482
B / A	13.3	3.7	4.0

- (注) 1 最近年の工業統計表の「市町村編」による。  
 2 製造業には、林業が含まれない。  
 3 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(6) 林業関係の就業状況

区分	組合・事業所数	従業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	63	10	たかはら森林組合
生産森林組合	0			
素材生産業	1	3	2	
製材業	5	58	42	
森林管理署	1	23		塩那森林管理署
合計	8			

- (注) 1 従業者には、専従の役職員、現場作業員を含む。  
 2 備考には、区分で示した業種のうち必要なものについてその業務内容、就業形態等について特記すべき事項を記入する。

(7) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	-						
モノケーブル	-						ジグザグ集材施設
リモコンウィンチ	-						無線操縦等による木寄機
自走式搬機	-						リモコン操作による巻き上げ搬機
運材車	-						林内作業車
ホイールトラクタ	-						主として索引式集材用
動力枝打機	-						自動木登式
トラック	-						主として運材用のトラック
グラップルクレーン	-						グラップル式のクレーン
計	-	-	-	-	-	-	
〈高性能機械〉							
フェラーバンチャ	5		2	3			伐倒、木揃用の自走式
スキッド	0						索引式集材車両
プロセッサ、 グラップルソー	8		3	5			枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスタ	2			2			伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	16		5	11			積載式集材車両
タワーヤーダ	0						タワー付き集材機
スイングヤーダ	2		1	1			
計	33	0	11	22	0	0	

(注) 1 林業機械等の種類は適宜追加する。(R6 林業機械保有状況調査(矢板森林管理事務所管内)より)

2 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(8) 林産物の生産状況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ		なめこ	ひらたけ	きくらげ 生
				生	乾			
生産量	12,129			24t	-	0.9t	0.7t	0.8t
生産額(百万円)	m <sup>3</sup>			25	-	1	-	1

(注) 1 資料は、R4 市町別出荷量資料(矢板共販所資料)、矢板森林管理事務所資料による。

2 最近1年間の生産について記入する。

3 その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(9) その他必要なもの